

第3章 消費者施策の具体的展開

第1項 自主的かつ合理的な消費活動への支援

(消費者教育推進計画)

成年年齢引下げなど消費者を取り巻く状況の変化に対応し、消費生活の安全・安心を確保するためには、消費生活に関する知識を習得し、正しい情報のもと、適切な行動に結びつける実践的能力を身につける必要があります。また、ライフステージに応じた体系的な消費者教育を実施することが必要です。また、自らの消費活動が将来にわたって社会経済情勢や地球環境に影響を及ぼしうることを自覚し、持続可能な消費活動の必要性を理解することが重要です。

三重県では、「持続可能な開発目標（SDGs）」の観点も踏まえ、「消費者教育推進法」の基本理念にのっとり、消費者教育を体系的、効果的に推進することで、消費者市民社会^{※10}の形成をめざします。

1 消費者の特性・場の特性に応じた体系的な消費者教育の推進

「消費者教育推進法」第3条第3項には「消費者教育は、幼児期から高齢期までの各段階に応じて体系的に行われるとともに、年齢、障害の有無その他の消費者の特性に配慮した適切な方法で行わなければならない。」と規定されています。このため、三重県においても、消費者庁の示した各段階における「消費者市民社会の構築に向けて消費者が身につけたい力」をまとめた「消費者教育の体系イメージマップ」^{※11}（P.23 参照）とその「活用ガイド」を参照しながら、体系的に消費者教育を推進します。

特に、中学校、高等学校、特別支援学校や大学・専門学校等においては、民法の成年年齢の引下げを見据え、消費者教育の一層の充実を図ります。

① 成年年齢引下げを見据えた学校教育等における消費者教育の推進

(部局：教育委員会事務局、環境生活部)

ア 幼児期における消費者教育の推進

幼児期はさまざまな気づきの体験を通じて、家族や身の回りの物事に関心を持ち、それを取り入れる時期です。

生活や遊びをとおして生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期であり、各種イベント等の実施により、遊びをとおして物やお金を大切に作る心や、約束やきまりを守り、欲しい物があっても時には我

慢することを学ぶことができる機会を提供していきます。

イ 小学校期における消費者教育の推進

小学校期は主体的な行動、社会や環境への興味をとおして、消費者としての素地の形成が望まれる時期です。

小学校期における消費者教育は、新たな学習指導要領に沿って、社会科や家庭科等において、買い物の仕組みや工夫、売買契約の基礎の理解や、消費者の役割についての態度を育成することが求められています。

三重県では、市町教育委員会の指導主事を対象とした会議等で説明を行い、趣旨及び内容の周知徹底を図ることで、各学校で学習指導要領に基づく適切な教育が行われるように取り組みます。

ウ 中学校期における消費者教育の推進

中学校期は行動の範囲が広がり、権利と責任を理解し、トラブル解決方法の理解が望まれる時期です。

中学校期における消費者教育は、新たな学習指導要領に沿って、社会科や技術・家庭科の家庭分野等において、個人や企業の経済活動における役割と責任の理解や、自立した消費者として責任ある消費行動についての態度を育成することが求められています。

三重県では、市町教育委員会の指導主事を対象とした会議等で説明を行い、趣旨及び内容の周知徹底を図ることで、各学校で学習指導要領に基づく適切な教育が行われるように取り組みます。

エ 高等学校期における消費者教育の推進

高等学校期は生涯を見通した生活の管理や計画の重要性、社会的責任を理解し、主体的な判断が望まれる時期です。

高等学校期における消費者教育は、新たな学習指導要領に沿って、家庭科や公民科等において、契約の重要性及び消費者保護の仕組みの理解を深めることや、倫理的消費（エシカル消費）等の消費行動を実践できる態度を育成することが求められています。

三重県では、外部の専門家等の協力を得ながら、「消費者教育」、「法教育」等各種の実務教育を実施し、消費者として主体的に判断し行動することができる力を養います。

オ 特別支援学校における消費者教育の推進

特別支援学校では、消費者トラブルに遭わないために金銭管理等の基本

的な知識が得られるよう、学校の実情や児童生徒の発達段階に応じた消費者教育を推進します。

また、高等部の生徒においては、社会に参画する準備段階として、金銭管理の学習を中心とした消費者教育に取り組みます。

カ 大学・専門学校等における消費者教育の推進

大学生等の若年者は生活において自立を進め、消費生活のスタイルや価値観を確立し自らの行動を始める時期です。

大学や専門学校等での消費者教育を推進するため、各学校等と積極的に連携・協働し、消費者教育に関する検討を行うとともに、啓発や情報提供を行うことで、大学生等の消費者被害の未然防止・拡大防止に取り組みます。

② 地域社会における消費者教育の推進（部局：環境生活部）

ア 高齢者や障がい者等に対する消費者教育の推進

人に会う機会や情報を得る機会が少ない高齢者や障がい者等の消費者被害を防止するため、各地域において消費生活に関する出前講座を実施します。

また、地域におけるきめ細かな啓発活動を実施するため、日常的に地域での啓発を担う「消費者啓発地域リーダー」※12の養成を行うとともに、市町における「消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）」※13の設置を促進し、地域における見守り力の向上を図ります。

イ 外国人に対する消費者教育の推進

外国人住民は、自国との商習慣の違いや、日本語の理解が必ずしも十分ではなく情報の入手が限定的であることなどから、契約トラブルや消費者被害に遭うケースがみられます。

外国人住民が、日々の暮らしの中での消費行動や契約にかかる注意点を理解できるように、多言語に対応した消費者被害防止のための研修会等を実施します。

③ 家庭における消費者教育の推進（部局：環境生活部、教育委員会事務局）

家庭においては、保護者が、子どもがその成長段階に応じて適切な規範やルールを身に付け、他者との関わりを持ちながら社会性を身に付けていけるよう、教えていくことが大切です。特に、消費行動は、子どもの生活の中で社会と直に接する部分であり、金銭や物を大切にするという意識を子どもに

身に付けさせることが大切です。また、インターネット等を通じたトラブルが低年齢でも発生していることから、保護者が、子どもに対して、スマートフォンやインターネットの使い方や危険性について積極的に教育を行っていくことが望まれるとともに、保護者自身がインターネット等に関する知識を持つことも大切です。

三重県では、家庭の中で消費者教育を実践する重要性から、市町等関係機関と連携した取組を行うとともに、社会教育施設の活用や学校における保護者会・PTA等への啓発、情報提供等を通じた取組を行います。

④ 事業者における消費者教育の推進（部局：環境生活部）

事業者においては、公正で持続可能な社会の形成に寄与するため、「持続可能な開発目標（SDGs）」の視点を持った経営が求められます。また、消費者の意見をいかした商品・サービスを提供するなど、消費者を重視した事業活動「消費者志向経営」^{※14}を行うことが、消費者と事業者による健全な市場の実現のため期待されています。

さらに、消費者教育推進法第14条では、「事業者は、その従業者に対し、研修を実施し、又は事業者団体等が行う講習会を受講させることなどを通じ、消費生活に関する知識及び理解を深めるよう努める」とされています。そこで、事業者は従業員に対し、若年層については契約に関するルールや、生活設計管理など社会人としての基礎知識を身につけさせ、中高年層に対しては、高齢者が巻き込まれやすい消費者トラブルや退職後の生活設計情報などの従業員教育を実施することが必要です。

このように、企業において消費者教育に取り組むことは、企業の社会的責任（CSR）の観点からも有意義であり、三重県では、「消費者志向経営」についての情報提供を行うとともに、各企業のお客様サービス窓口担当者等との情報交換を積極的に行うなど、企業における消費者教育を支援していきます。

消費者教育の体系イメージマップ

Ver.1.0

消費者庁作成

	幼児期	小学生期	中学生期	高校生期	成人期			
					特に若者	成人一般	特に高齢者	
各期の特徴	様々な気づきの体験を通じて、家族や身の回りの物事に関心をもち、それを取り入れる時期	主体的な行動、社会や環境への興味を通して、消費者としての素地の形成が望まれる時期	行動の範囲が広がり、権利と責任を理解し、トラブル解決方法の理解が望まれる時期	生涯を見通した生活の管理や計画の重要性、社会的責任を理解し、主体的な判断が望まれる時期	生活において自立を進め、消費生活のスタイルや価値観を確立し自らの行動を始める時期	精神的、経済的に自立し、消費者市民社会の構築に、様々な人々と協働し取り組む時期	周囲の支援を受けつつも人生での豊富な経験や知識を消費者市民社会構築に活かす時期	
重点領域								
消費者市民社会の構築	消費がもつ影響力の理解	おつかいや買い物に関心をもちよう	消費をめぐる物と金銭の流れを考えよう	消費者の行動が環境や経済に与える影響を考えよう	生産・流通・消費・廃棄が環境、経済、社会に与える影響を身に付けよう	生産・流通・消費・廃棄が環境、経済、社会に与える影響に配慮して行動しよう	消費者の行動が環境、経済、社会に与える影響に配慮することの大切さを伝え合おう	
	持続可能な消費の実践	身の回りのものを大切にしよう	自分の生活と身近な環境とのかわりに気づき、物の使い方などを工夫しよう	消費生活が環境に与える影響を考え、環境に配慮した生活を実践しよう	持続可能な社会を目指して、ライフスタイルを考えよう	持続可能な社会を目指したライフスタイルを探そう	持続可能な社会に役立つライフスタイルについて伝え合おう	
	消費者の参画・協働	協力することの大切さを知らう	身近な消費者問題に目を向けよう	身近な消費者問題及び社会課題の解決や、公正な社会の形成について考えよう	身近な消費者問題及び社会課題の解決や、公正な社会の形成に協働して取り組むことの重要性を理解しよう	消費者問題その他の社会課題の解決や、公正な社会の形成に向けた行動の場を広げよう	地域や職場で協働して消費者問題その他の社会課題を解決し、公正な社会をつくろう	支え合いながら協働して消費者問題その他の社会課題を解決し、公正な社会をつくろう
商品等の安全	商品安全の理解と危険を回避する能力	くらしの中の危険や、ものの安全な使い方に気づこう	危険を回避し、物を安全に使う手がかりを知らう	危険を回避し、物を安全に使う手段を知り、使おう	安全で危険の少ないくらしと消費社会を目指すことの大切さを理解しよう	安全で危険の少ないくらし方をする習慣を付けよう	安全で危険の少ないくらしと消費社会をつくろう	安全で危険の少ないくらしの大切さを伝え合おう
	トラブル対応能力	困ったことがあったら身近な人に伝えよう	困ったことがあったら身近な人に相談しよう	販売方法の特徴を知り、トラブル解決の法律や制度、相談機関を知らう	トラブル解決の法律や制度、相談機関の利用法を知らう	トラブル解決の法律や制度、相談機関を利用する習慣を付けよう	トラブル解決の法律や制度、相談機関を利用しやすい社会をつくろう	支え合いながらトラブル解決の法律や制度、相談機関を利用しよう
生活の管理と契約	選択し、契約することへの理解と考える態度	約束やきまりを守ろう	物の選び方、買い方を考え適切に購入しよう 約束やきまりの大切さを知り、考えよう	商品を適切に選択するとともに、契約とそのルールを知り、よりよい契約の仕方を考えよう	適切な意思決定に基づいて行動しよう 契約とそのルールの活用について理解しよう	契約の内容・ルールを理解し、よく確認して契約する習慣を付けよう	契約とそのルールを理解し、くらしに活かそう	契約トラブルに遭遇しない暮らしの知恵を伝え合おう
	生活を設計・管理する能力	欲しいものがあつたときは、よく考え、時には我慢することをおぼえよう	物や金銭の大切さに気づき、計画的な使い方を考えよう お小遣いを考えて使おう	消費に関する生活管理の技能を活用しよう 買い物や貯金を計画的にしよう	主体的に生活設計を立ててみよう 生涯を見通した生活経済の管理や計画を考えよう	生涯を見通した計画的な暮らしを目指して、生活設計・管理を実践しよう	経済社会の変化に対応し、生涯を見通した計画的な暮らしをしよう	生活環境の変化に対応し支え合いながら生活を管理しよう
情報とメディア	情報の収集・処理・発信能力	身の回りのさまざまな情報に気づこう	消費に関する情報の集め方や活用の仕方を知ろう	消費生活に関する情報の収集と発信の技能を身に付けよう	情報と情報技術の適切な利用法や、国内だけでなく国際社会との関係を考えよう	情報と情報技術を適切に利用する習慣を身に付けよう	情報と情報技術を適切に利用するくらしをしよう	支え合いながら情報と情報技術を適切に利用しよう
	情報社会のルールや情報モラルの理解	自分や家族を大切にしよう	自分や知人の個人情報を守るなど、情報モラルを守ろう	著作権や発信した情報への責任を知ろう	望ましい情報社会のあり方や、情報モラル、セキュリティについて考えよう	情報社会のルールや情報モラルを守る習慣を付けよう	トラブルが少なく、情報モラルが守られる情報社会をつくろう	支え合いながら、トラブルが少なく、情報モラルが守られる情報社会をつくろう
	消費生活情報に対する批判的思考力	身の回りの情報から「なぜ」「どうして」を考えよう	消費生活情報の目的や特徴、選択の大切さを知らう	消費生活情報の評価、選択の方法について学び、意思決定の大切さを知らう	消費生活情報を評価、選択の方法について学び、社会との関連を理解しよう	消費生活情報を主体的に吟味する習慣を付けよう	消費生活情報を主体的に評価して行動しよう	支え合いながら消費生活情報を上手に取り入れよう

※本イメージマップで示す内容は、学校、家庭、地域における学習内容について体系的に組み立て、理解を進めやすいように整理したものであり、学習指導要領との対応関係を示すものではありません。

2 消費者教育の担い手の育成と多様な主体との連携

「消費者教育推進法」では、消費者教育を担う人材の育成及び資質の向上のための講座の開設等の取組を行うとともに、関係機関との連携・協働のもとに、消費者教育推進の施策を実施することが定められています。

三重県では、地域特性に応じた手法や内容により、関係機関と緊密に連携しながら消費者教育を推進します。

① 消費者教育の担い手の育成（部局：環境生活部、教育委員会事務局）

ア 「消費者教育コーディネーター^{※15}」の配置

成年年齢の引下げに伴い若年者への消費者被害の拡大や、消費生活相談に占める高齢者の割合の増加など、今後、若年者や高齢者の被害拡大防止に向けた取組を一層進める必要があります。

三重県では、「消費者教育コーディネーター」を配置し、消費者教育を一般的に企画・調整するとともに、特に学校現場との連携強化を図ることで、消費者教育を効果的に進めます。

イ 教職員の指導力向上

学校現場において、消費者教育を推進するためには、教職員の指導力向上が必要です。このため、消費者教育に関する研修講座を実施するとともに、インターネットを活用した研修（ネットDE研修）を配信し、研修講座と組み合わせて視聴の推奨を行うなど、教職員の指導力向上に努めます。

② 多様な主体との連携による消費者教育の推進（部局：環境生活部）

三重県では、消費者が主役となる消費者市民社会の実現のため、市町や県民、消費者団体、事業者団体、NPO、学校等の教育関係者、福祉関係者など、さまざまな主体と連携・協働することにより、効果的に消費者教育を推進します。また、県内全域における消費者教育の水準を向上させるため、市町の取組を支援します。

さらに、事業者等への指導・啓発活動を通じて、適正な経済活動につなげるとともに、事業者のお客様相談窓口等と情報交換を図るなど、事業者と消費者がより近い関係を構築できる取組を検討することで、消費者市民社会の推進を図ります。

3 消費生活に関する情報提供と啓発

消費者の安全・安心の確保、あるいは人や社会・環境に配慮した消費生活の推進、消費者教育の推進のためには、消費者に対して、きめ細かな情報を迅速かつ的確に提供することが重要です。

三重県では、さまざまな学習の場の提供、あるいは、多様な手法・情報媒体を活用し、消費生活に関する情報を効果的・効率的に提供します。

① 情報提供や学習の場の提供により消費者が合理的な選択ができる環境の整備（部局：環境生活部）

三重県消費生活センターでは、消費者が商品やサービスの内容を十分理解したうえで商品選択を行えるように、消費者庁と連携し、商品やサービスに関する安全情報の提供を充実します。また、ホームページでの情報提供や出前講座・青少年講座など、消費者が利用しやすい手段や方法で情報提供するとともに、消費者からの相談等にも迅速に対応します。

② 効果的な啓発活動の推進と若年者の知識と意識の向上（部局：環境生活部）

ア 効果的な啓発活動の推進

消費者が自主的判断に基づいた消費生活を営むことができるように、各種情報媒体やホームページ、出前講座、講演会などを通じて消費者トラブルの事例、対応策を迅速に情報提供し、消費者に注意喚起を行うとともに、消費者ホットライン（188）^{※16}等の周知を図ります。また、消費者団体、事業者団体、行政等が参画する「みえ・くらしのネットワーク」^{※17}における連携を強化し、各団体間の情報共有や各地域で開催されるイベントへの出展など、消費者トラブル防止に向けた啓発活動を推進します。

さらに、三重県消費生活センターの展示ホールにおける展示や書籍、DVD、パンフレット等を充実させ、消費者が啓発活動を行う際に活用できるようにします。

イ 若年者の知識と意識の向上

民法の成年年齢引下げを見据え、若年者が消費者トラブルに遭うことなく、自立した消費者として行動するための知識と意識の向上を図るため、講座やイベント、冊子、各種メディア等の多様な手法・情報媒体を活用した取組を行います。また、取組の実施にあたっては、若年者が主体的に参画できるよう工夫するとともに、市町や学校等と連携し、効果的な実施に努めます。

4 公正で持続可能な社会の形成に向けた取組

持続可能な消費生活形態を確保するためには、消費者が人や社会・環境に配慮した消費活動である倫理的消費（エシカル消費）を自覚し、自発的に行動することが重要であり、三重県においても関係機関・団体と連携し、倫理的消費（エシカル消費）の普及啓発を推進します。

また、環境教育、食育、国際理解教育やその他の消費生活に関連する教育に関する施策と連携しながら、消費者教育を効果的に推進します。

① 環境に配慮した消費活動の促進（部局：環境生活部、教育委員会事務局）

ア 環境に配慮した消費活動への取組

グリーン購入の取組や、企業・学校・行政の連携による、子どもたちが家庭内において取り組む環境マネジメントプログラムの実施、脱炭素社会の実現・気候変動・プラスチックごみ問題・食品ロスなど環境的課題をテーマに取り入れた県民向け環境講座等を通じて、倫理的消費（エシカル消費）の啓発を行います。

また、自動車やバイクによる通勤から、公共交通機関や自転車等による通勤への転換を促すため、企業との連携によるエコ通勤の取組や、毎週水曜日に実施する「みえエコ通勤デー」の普及を進めるとともに、マイバッグ・マイボトル運動の実施など、ワンウェイプラスチックをできる限り利用しないよう啓発を行います。

イ 環境教育との連携

三重県では、県内すべての幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校で、特に「学校環境デー（6月5日）」を中心として、地域の実情に応じた、工夫した取組を行います。また、「ESD（持続可能な開発のための教育）^{※18}推進の手引き」（改訂版）や、新学習指導要領においても触れられている「持続可能な社会の創り手」の育成について、周知に取り組みます。

小中学校では異学年や幼稚園・小中学校等との連携や保護者・地域社会等との連携など、創意工夫ある活動を行うことをとおして、環境教育に取り組む意欲を一層高め、主体的によりよい環境を作り、環境に配慮した望ましい行動をとることができる子どもたちの育成を図ります。

県立高等学校では、「県立学校環境マネジメント」に基づき環境教育・環境保全活動に取り組みます。また、子どもたちが自ら考え、主体的に環境保全活動に参画していくために、市町、地元企業等と連携して、実践的で探究的な環境学習を推進します。

特別支援学校では、具体的な活動をとおして学習することが効果的なこ

とから、体験活動などさまざまな学習場面において環境教育を推進します。

② 食育と食品ロス削減に向けた取組(部局:農林水産部、教育委員会事務局、環境生活部)

ア 食育との連携

食育は、「食育基本法」に基づいて推進されていますが、食育の取組の中で、食への感謝の念や地産地消の推進、食品廃棄・ロスの削減といった取組は、持続可能な社会の形成をめざす消費者教育の課題でもあります。

三重県では、関係機関が連携し、食育と消費者教育との連携に努めます。

地産地消については、身近にある地域の農林水産物やそれらに由来するサービスを消費・享受することで、自らの生活や地域のあり方を消費者に見つめ直してもらうことが重要です。そのために、食品関連事業者等と連携した「みえ地物一番の日」キャンペーンにより、県産農林水産物の取扱を定期的にクローズアップし、食材の魅力を伝え、日常の食生活等における活用を推進するとともに、農林漁業体験活動等により、食への理解と感謝の念を醸成することで、食品廃棄・ロス削減につなげていきます。

さらに、学校での食の教育を進めるため、学校給食への地場産物の活用割合を高める「みえ地物一番給食の日」を通じ、子どもたちの農林水産業に対する理解を深めるとともに、学校給食に活用しやすい地場産物を使用した商品開発を実施していきます。

また、学校教育活動全体で計画的・継続的に取り組む食育の充実を図るため、引き続き、各学校における食育推進組織の設置・充実を働きかけます。

イ 食品ロス削減に向けた取組

食品ロスを削減していくため、県、市町、事業者、消費者等の多様な主体がこの課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図ります。このため、食品ロス削減月間などの全国的な取組をはじめ、さまざまな機会を捉え、効果的な啓発活動を実施します。

また、まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、できるだけ食品として活用していくため、食品提供企業とフードバンク^{※19}団体等をつなぎ、ネットワーク化を促進する取組等を行います。

③ 人や社会に配慮した消費活動の促進（部局：環境生活部、教育委員会事務局）

ア 人や社会に配慮した消費活動の普及啓発

フェアトレード^{※20}製品や福祉作業所などの製品などを選ぶことは、開発途上国の生産者や労働者、障がいのある人の支援と自立への後押しにつながります。

消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行うことは、消費者市民社会の形成にとって重要であり、三重県においても関係機関・団体と連携し人や社会に配慮した消費活動の普及啓発を推進します。

また、学校教育においては、消費者市民社会を実現し、持続可能な社会を構築できるよう、環境教育等と関連付けたSDGsの観点を重視した学習や、フェアトレードの取組等から公平・公正を考える学習等をとおして、倫理的消費（エシカル消費）等の消費行動を実践できる態度を育成していきます。

イ 国際理解教育との連携

国際理解教育は、海外の文化や外国の人々との接点を理解させ、環境や資源など地球規模の社会問題を考えさせることをねらいとしており、国内外の社会情勢および地球環境に与える影響を自覚することは、消費者教育を行ううえで重要です。

三重県では、外国語指導助手（ALT）をはじめとした外国の人たちとのコミュニケーションの機会の提供等、学校教育における効果的な国際理解教育の推進に努めながら、消費者教育との連携を図ります。

また、ユニセフ、ユネスコ、NGO、NPO等のさまざまな機関と連携し、子どもたちが多様な生き方、価値観、文化等に触れる機会を創出します。